

公の施設を管理する 指定管理者を公募します

町が所有している「公の施設」の管理は、これまで町が直接管理運営を行うほか、町が出資している法人などに限られていましたが、地方自治法の改正により民間事業者やNPO法人、各種団体なども管理の代行ができるようになりました。

町では、平成18年4月から指定管理者制度を導入することとし、下記施設の指定管理者を公募により選定します。

施設名	主管課（問い合わせ先）	備考
くずまき斎苑 （火葬場）	環境エネルギー政策課 （☎役場内線 172）	
社会体育館 総合運動公園	教育委員会生涯学習課 （☎役場内線 161）	一括管理

- 申込資格…町内に事務所または事業所を有する団体（法人格の有無は問いません）
- 公募期間…10月3日(月)から10月31日(月)まで
募集要項と申込書類一式は、10月3日(月)から各施設の主管課窓口にて用意します。詳しくは、施設の主管課へお問い合わせください。

今後の予定

10月31日 申込受付終了
11月上旬 指定管理者の候補者決定
12月中旬 指定管理者の指定(議決後)、告示
18年3月 町と指定管理者との協定締結
18年4月 指定管理者による管理の開始

アスベスト(石綿)に関する 住宅相談に応じます

建物の内外で、石綿による健康被害を及ぼす可能性が最も高いのは、①石綿 ②石綿を含むロックウール ③パーミキュライト(ひる石)——などが吹き付けられ、劣化した状態で露出している場合です。

これらは、住宅などではあまり使用しないものですが、万一ある場合は適切に管理しなければなりません。

各種建材の中には、石綿が含まれているものもありますが、固定化されて安定した状態にあり、通常では石綿の飛散の可能性は低いとされています。

石綿や石綿を含む建材を使用している建物の解体などをする場合は、各法律の定めに従い行わなければなりません。

石綿に関する住宅相談の受付窓口

- 建設課建築係（☎役場内線245）
- 盛岡地方振興局土木部建築指導課（☎019-629-6650）

平均給料と平均年齢の状況（4月1日現在）

職種ごとの平均給料月額と平均年齢は、次のとおりです。

職種区分	平均給料月額（平均年齢）	
	17年度	16年度
一般行政職	324,906円 (43.6歳)	330,105円 (43.4歳)
技能労務職	322,687円 (51.5歳)	326,375円 (50.9歳)
医療技術職	329,360円 (45.0歳)	317,625円 (41.8歳)
看護保健職	316,507円 (40.2歳)	340,500円 (42.8歳)

◆平成16年4月1日現在の一般行政職のラスパイレース指数（国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数）は90.8で、前年比3.8ポイントの減となっています。〔全国平均97.9、県平均98.2〕

期末・勤勉手当の状況（4月1日現在）

民間のボーナスに当たる期末・勤勉手当の年間支給月数は、次のとおりです。

勤勉手当は、特別職には支給されません。

区分	期末手当		勤勉手当 （一般職）
	特別職	一般職	
6月期	1.6月分	1.4月分	0.7月分
12月期	1.7月分	1.6月分	0.7月分
合計	3.3月分	3.0月分	1.4月分

時間外勤務手当の状況

平成16年度の時間外勤務手当は、次のとおりです。

区分	16年度	15年度	増減
総支給額	22,901千円	31,163千円	△8,261千円
総時間数	9,527時間	12,610時間	△3,083時間
1人当たり 平均支給額	125,144円	166,648円	△41,504円
1人当たり 平均時間数	52.1時間	67.4時間	△15.3時間